

# 社会福祉法人けやき役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人けやき（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき役員（理事及び監事）並びに評議員の報酬、及び評議員選任・解任委員並びに苦情処理委員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

## (報酬の支給)

第2条 役員等には報酬を支給する。ただし、三川町の職員並びに当法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

## (報酬等の額)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 役員等が職務のために出張したときは、当法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 本条第1号の規定によって理事及び監事に支給する報酬の総額は、年額600,000円の範囲内とする。

## (計算期間)

第4条 報酬の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## (年額支給の額)

第5条 年額支給の額は、別表第1の額に別表第2に定める割合を乗じて得た額とする。

## (支給日)

第6条 報酬の支給日は次のとおりとする。

- (1) 理事長、理事及び監事への年報酬の支給は、3月に開催される理事会の開催日とする。
- (2) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び苦情処理委員会への出席者への日額報酬の支給は、当該会議の開催日とする。

## (公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

本規程の制定に伴い、社会福祉法人けやき役員等の報酬及び費用弁償に関する規則は廃止する。

別表1（第3条関係：役員等の報酬額）

## (1) 理事

役職名	区 分	報酬の額
理事長	年報酬	120,000円
理事	〃	30,000円
理事長・理事	理事会等会議への出席	6,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

## (2) 監事

役職名	区 分	報酬の額
監 事	年報酬	30,000円
	理事会等会議への出席	6,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

## (3) 評議員

役職名	区 分	報酬の額
評議員	年報酬	支給なし
	評議員会への出席	5,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

## (4) 評議員選任・解任委員会委員

役職名	区 分	報酬の額
評議員選任・解任委員会委員	年報酬	支給なし
	評議員選任・解任委員会への出席	5,000円

## (5) 苦情処理委員

役職名	区 分	報酬の額
苦情処理委員	年報酬	支給なし
	苦情処理委員会への出席	5,000円

別表2（第5条関係：年額の支給額）

報酬の計算期間中の在任期間		支給割合
10か月以上	12か月	4/4
7か月以上	10か月未満	3/4
4か月以上	7か月未満	2/4
1か月以上	4か月未満	1/4